

## 9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

### [1] 市の推進体制の整備等

#### (1) 中心市街地活性化を統括する組織

本市は、中心市街地活性化基本計画に関する事務を所掌する都市政策部都市計画課と、商店街・中心市街地の活性化に関する事務を所掌する商工労働部雇用・産業創出課とで連携を図りながら中心市街地活性化の取り組みを進めている。

#### (2) 庁内の連絡調整のための会議

本市は、中心市街地活性化に関する施策を総合的かつ一体的に計画し、推進していくため、「高山市中心市街地活性化推進会議」を組織し、関係部局の連携・総合調整を行っている。

本計画認定後は、事業の進捗管理を当該会議で共有し、各事業が総合的かつ一体的に進められるようにするため、連携を密に図ることとしている。

また、推進会議の設置にあわせて中心市街地活性化に向けての具体的取り組みを検討するため、関係課長で構成する「幹事会」を設置している。

#### ① 中心市街地活性化推進会議

##### ■名簿

	職名		職名
委員長	西倉副市長	委員	市民保健部長
副委員長	清水副市長	委員	森林・環境政策部長
委員	市長公室長	委員	農政部長
委員	総合政策部長	委員	商工労働部長
委員	総務部長	委員	飛騨高山プロモーション戦略部長
委員	財務部長	委員	建設部長
委員	市民活動部長	委員	都市政策部長
委員	福祉部長	委員	教育委員会事務局長

##### ■開催状況

開催日	議題
令和5年5月26日	高山市中心市街地活性化基本計画（素案）について

## ② 中心市街地活性化推進会議 幹事会

### ■名簿

	職名		職名
幹事	危機管理課長	幹事	環境政策課長
幹事	総合政策課長	幹事	ごみ処理場建設推進課長
幹事	地域政策課長	幹事	森林政策課長
幹事	行政経営課長	幹事	農務課長
幹事	財政課長	幹事	商工振興課長
幹事	税務課長	幹事	雇用・産業創出課長
幹事	協働推進課長	幹事	ブランド戦略課長
幹事	生涯学習課長	幹事	観光課長
幹事	スポーツ推進課長	幹事	建設課長
幹事	福祉課長	幹事	維持課長
幹事	子育て支援課長	幹事	都市計画課長
幹事	高年介護課長	幹事	建築住宅課長
幹事	健康推進課長	幹事	教育総務課長
幹事	医療課長	幹事	文化財課長

### ■開催状況

開催日	議題
令和5年3月29日	高山市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた取り組みについて

### (3) 高山市議会における中心市街地活性化の審議

開催日	会議名	主な審議内容
令和5年3月17日	産業建設委員会	高山市中心市街地活性化基本計画の策定に向けた基本的な考え方等について
令和5年9月19日	産業建設委員会	高山市中心市街地活性化基本計画の策定について

## [2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

### (1) 中心市街地活性化協議会の概要

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項の規定に基づき、高山商工会議所が設立者となり、平成22年1月27日に高山市中心市街地活性化協議会を設立した。事務局は高山商工会議所が担当している。

### (2) 構成員

高山商工会議所、株式会社まちづくり飛騨高山のほか有識者や関係団体を構成員とする。

役職	所属	役職	根拠法令
会長	高山商工会議所	会頭	法第15条第1項
	株式会社まちづくり飛騨高山	社長	法第15条第1項
副会長	高山商工会議所商業部会	部会長	法第15条第4項
副会長	一般社団法人飛騨・高山観光コンベンション協会	会長	法第15条第4項
委員	高山市景観町並保存連合会	会長	法第15条第4項
委員	高山市商店街振興組合連合会	理事長	法第15条第4項
委員	高山市町内会連絡協議会	副会長	法第15条第4項
委員	社会福祉法人高山市社会福祉協議会	会長	法第15条第4項
委員	高山市教育委員会	委員	法第15条第4項
委員	高山金融協会	会長	法第15条第4項
委員	高山警察署	署長	法第15条第4項
委員	一般社団法人高山青年会議所	副理事長	法第15条第4項
委員	特定非営利活動法人まちづくりスポット	専務理事	法第15条第4項
委員	高山商工会議所交通運輸部会	部会長	法第15条第4項
委員	高山商工会議所女性会	会長	法第15条第4項
委員	高山商工会議所青年部会	会長	法第15条第4項
委員	株式会社まちづくり飛騨高山	タウンマネージャー	法第15条第4項
オブザーバー	飛騨県事務所	所長	—

### (3) 開催状況

開催日	議題
令和5年2月10日	高山市中心市街地活性化基本計画の策定について (基本的な考え方、基本方針、区域、計画期間、施策のポイント)
令和5年9月13日	高山市中心市街地活性化基本計画の策定について (計画に位置付ける事業)
令和6年1月9日	高山市中心市街地活性化基本計画の策定について (基本計画案について、基本計画案に対する意見書)

### (4) 法第15条への適合状況

中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項第1号ロに規定する会社(まちづくり会社)の政令で定める要件については、当該会社が株式会社である場合にあっては総株主の議決権に占める市の有する議決権の割合が百分の三以上であることとされている。(株)まちづくり飛騨高山における市の議決権割合は41.9%であり、この規定に適合している。

(5) 中心市街地活性化協議会による意見書（写し）

令和6年1月24日

高山市長 田中 明 様

高山市中心市街地活性化協議会  
会長 北村



高山市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

高山市が令和6年4月から令和11年3月までを期間として策定される高山市中心市街地活性化基本計画（案）につきまして、中心市街地の活性化に関する法律第15条第9項の規定に基づき意見書を提出いたします。

記

【基本計画について】

高山市の中心市街地を活性化させる計画として概ね妥当であると認める。

【付帯意見】

なお、基本計画案は高山市の中心市街地活性化のために総合的、一体的に取り組むべき具体的な施策を明示したものであるが、より実効性を高めるため、次の意見を申し添える。

1. 事業の実施にあたっては、(株)まちづくり飛騨高山などと継続的に連携し、地域の意見をきめ細かく聴取すること。
2. 中心市街地の活性化や目標の達成に有効な事業の検討は継続して行い、必要に応じて事業を追加するなど、柔軟に計画の見直しを行うこと。
3. 自分たちのまちを守りたいという思いが市民の心に育まれるよう、計画が市民に認識され、市民の意見を反映し、市民のための計画となる取り組みをすすめること。

## (6) 高山市中心市街地活性化協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、高山市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、高山市の中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上の総合的かつ一体的な推進に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 協議会は、その目的を達成するために、次の活動を行う。

(1) 高山市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に必要な事項について総合的に調整し意見を提出する

(2) 高山市中心市街地の活性化に関する委員相互の意見及び情報交換

(3) 高山市中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施

(4) 高山市中心市街地活性化のための勉強会、研修及び情報交換

(5) 協議会活動の情報発信

(6) 前各号に掲げるもののほか、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、高山商工会議所内に置く。

(委員)

第5条 協議会の委員は、次の者をもって組織する。

(1) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に該当するもの

(2) 法第15条第4項の規定に該当するもの

(3) 前各号に掲げるもののほか、協議会において特に必要があると認める者

2 委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

(役員)

第6条 協議会に会長、副会長を置き、会長は、高山商工会議所会頭が就任する。また、副会長は、会長が選任する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に都合あるときは、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、（以下「会議」という。）会長が招集する。

2 会長は、会議を招集するときは、会議の開催場所及び日時並びに会議に付すべき事項をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第8条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(協議結果の尊重)

第9条 協議会の委員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければな

らない。

(事務局)

第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に要する経費は、補助金及び負担金、その他の収入により負担するものとする。

(補則)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成22年1月27日から施行する。

### [3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

#### (1) 客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

##### ① 統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析は、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2]地域の現状に関する統計的なデータの把握・分析」において、統計データより地域の現状を把握し、分析を行っている。

##### ② 地域住民のニーズの客観的な把握・分析

地域住民のニーズの客観的な把握・分析は、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[3]地域住民のニーズ等の把握・分析」において、アンケート結果より分析を行っている。

##### ③ 前基本計画に基づく取り組みの把握・分析

前基本計画に基づく取り組みの把握・分析は、「1 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4]これまでの中心市街地活性化に関する取り組みの検証」において、指標の達成状況及び定性的評価より分析を行っている。

#### (2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

##### ① 高山市中心市街地活性化協議会の開催

高山商工会議所と連携し、中心市街地活性化協議会の場を通じて、事業者や地域住民等と意見交換を行いながら、中心市街地活性化基本計画に基づく事業の推進や事業主体間の相互連携、活性化に向けた目標達成のための調整などを行っている。

##### ② 中心市街地活性化検討ワークショップの開催

本計画の策定にあたっては、課題把握や事業提案などにおいて、様々な分野から活発な意見を聴取するため、民間事業者やNPO法人、まちづくり協議会、市民公募など幅広い分野からの参画によるワークショップを開催した。



## ア 開催概要

回	開催日	テーマ	参加人数
第1回	令和4年6月29日(水)	・ 中心市街地における課題の整理 ・ 課題の解決に必要なもの・こと	11人
第2回	令和4年8月25日(木)	中心市街地の現状把握のための現地視察	10人
第3回	令和4年9月20日(火)	中心市街地の課題解決や活性化に必要な 取り組み(居住系)	7人
第4回	令和4年9月30日(金)	中心市街地の課題解決や活性化に必要な 取り組み(商業・観光系)	8人

## イ 開催結果

統計データ、アンケート結果等の情報共有や高山駅西地区まちづくり構想の方向性等の説明、現地視察などにより現状や課題等についての認識が深まり、グループワークによる活発な意見交換により、居住環境や地域コミュニティ、移住、商店街、店舗など様々な視点から中心市街地の活性化や将来のまちづくりにとって必要と思われる施策・事業が提案された。

### 第1回

1. 日 時 令和4年6月29日(水) 13時30分～15時35分
2. 場 所 高山市役所3階 302会議室
3. 出 席 者 メンバー 11名(1名欠席)  
事務局 都市計画課3名、雇用・産業創出課2名
4. 内 容 ①ワークショップの概要説明  
②中心市街地の現状・アンケート結果の説明  
③中心市街地における課題の整理、分類分け  
④課題解決のためにどこに何があるとよいかの検討  
⑤発表



## 第2回

1. 日 時 令和4年8月25日 10時00分～12時10分
2. 場 所 高山市若者等活動事務所 村半 大会議室  
※概要説明後まち歩きを行い、帰路はまちなみバスに乗車
3. 出席者 メンバー 10名(2名欠席)  
事務局 都市計画課2名、雇用・産業創出課2名、企画課1名
4. 内 容 ①概要説明  
②現地視察(ポイントごとに施設等の説明・意見交換、高山駅西地区まちづくり構想の方向性等の説明)



## 第3回

1. 日 時 令和4年9月20日 10時00分～12時10分
2. 場 所 高山市役所2階 201会議室
3. 出席者 メンバー 7名(5名欠席) ※欠席者の意見は後日聴取  
事務局 都市計画課2名、雇用・産業創出課2名
4. 内 容 ①前回までのワークショップの振り返り等  
②中心市街地の課題解決や、中心市街地の活性化、将来のまちづくりにとって必要と思われる取り組みについて検討  
[テーマ]居住環境、施設、地域の維持、地域コミュニティ、伝統継承、移住若者、子ども、高齢者、医療・健康、空き家、防犯  
③発表



## 第4回

1. 日 時 令和4年9月30日 10時00分～12時10分
2. 場 所 高山市役所2階 201会議室
3. 出席者 メンバー 8名（4名欠席）※欠席者の意見は後日聴取  
事務局 都市計画課2名、雇用・産業創出課2名
4. 内 容 ①前回ワークショップの振り返り  
②中心市街地の課題解決や、中心市街地の活性化、将来のまちづくりにとって必要と思われる取り組みについて検討  
[テーマ]空き店舗、商店街等、店舗、雇用、観光の対象、アクセス等、駐車場  
公共交通、集客、観光スポット、観光客の影響、景観維持  
③発表



### ③ パブリックコメントの実施

本計画の素案について広く市民等の意見を聴取するため、令和5年10月1日から10月31日までの31日間、パブリックコメントを実施した。

#### ○意見の提出状況

提出方法	人数	件数
郵送	0	0
FAX	0	0
Eメール	0	0
持参	0	0
Webフォーム	2	6
合計	2	6

○主な意見の概要

項目	意見（概要）
基本計画に位置付ける事業に関する事	ショッピングモール、リユースモールがほしい。
中心市街地活性化の方針に関する事	交通弱者や子どもが気軽にまちなかへ行けるよう、補助や割引を行ってほしい。
基本計画に位置付ける事業に関する事	まちなかに市民が使える駐車場が少ないため、駐車場のある県外などに遊びに行くことが多い。地元でお金を回すためにも、駐車料金の市民割引を実施してほしい。
基本計画に位置付ける事業に関する事	婦人科医、漢方医が増えてほしい。
基本計画に位置付ける事業に関する事	飛騨高山にぎわい交流館「大政」をもっと市民に知ってもらい、より利用される施設運営を行ってほしい。
基本計画に位置付ける事業に関する事	小中学生の職場体験事業について、感想等を公開してほしい。